

## 退職慰労金規程

### (目的)

第1条 社会福祉法人仁寿会（以下、「法人」という）の法人業務（人事、財務、経営管理）を行なう理事が退職したとき、または分掌が大きく変更し、法人業務に関与しなくなったときは、退職慰労金を支給することができる。

### (適用範囲)

第2条 この規程による退職慰労金制度は、理事会の議決を得た者に適用する。

### (支給基準)

第3条 退職慰労金の基準額は、第4条により減額する場合を除き、以下の方法により算出された額の合計額とする。

退任時における報酬月額×在任年数×功績倍率

- 2 在任年数は、1年を単位とし、1年未満は1年とする。
- 3 功績倍率は次のとおりとする。
  - (1) 理事長 3.0
  - (2) 理事 2.0

### (無給役員)

第4条 退職理事が退職時に報酬を得ていない者である場合は、次の金額を上限とする。  
在任期間×10,000円

### (退職慰労金の不支給・減額)

第5条 退職理事が在任期間中に次の各号の一に該当する場合、退職慰労金を支給しない。ただし、事情により算出した退職慰労金の支給額を減額して支給することができる。

- (1) 法令違反、重大なる過失又は故意による行為により法人に著しい損害を与え退職したとき。
- (2) 刑事事件に関し有罪の判決を受けたとき。
- 2 退職理事又は遺族に対して退職慰労金の支給した後においても、前項各号に規定する事由が判明した場合は、法人は、支給した退職慰労金の全部又は一部の返還を求めることができる。

### (死亡理事に対する退職慰労金)

第6条 在任中死亡した理事、または退任後に死亡した理事に対する退職慰労金は遺族に支給する。

- 2 遺族とは、配偶者を第1順位とし、配偶者がいない場合には、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順位とする。なお、該当者が複数いるときには代表者に対して支給するものとする。

### (支払の時期および方法)

第7条 退職慰労金の支給は、原則として理事会の議決後60日以内にその全額を通貨で支払う。ただし、退職役員又は遺族の同意があるときは口座振込みにより支払うことができる。

### (規程の改正)

第8条 この規程は評議員会の議決をもって改正をすることができる。

## 付 則

この規程は、平成25年3月16日から施行する。

この規程は、平成28年12月8日から施行する。